

障害者福祉施策に関する公開質問状
質問事項/回答用紙

【回答送付先】 全国手話通訳問題研究会 本部事務所 FAX 075-451-3281

1. 国連で採択された「障害者権利条約」の批准にあたっては国内法へ幅広く適用される
ことが必要と思います。

障害者権利条約の批准にむけて貴党はどのようなご見解をお持ちですか。

障害者権利条約の特徴は、障害者に対する『合理的配慮』という新しい概念を取り入れた点です。合理的配慮とは、障害を原因とする不利益や不都合を、本人に責任を負わせるのではなく、社会の側が是正するということです。条約では合理的配慮をしないと差別になると定義し、職場や学校など様々な場面の適用を求めています。障害者自立支援法をはじめ、国内法を同条約と照らし、抜本的な見直しを行います。

2. 障害者福祉は利用者負担なしで、全額税負担で行うべきと思います。「障害者自立支援法」では、サービス利用に関し低所得者への軽減措置はあるものの、利用者には（定率）負担は大きな負担となっています。

障害者自立支援法の改正について、貴党のご見解をお聞かせください。

「障害者自立支援法」の根源的な問題は、定率負担（応益負担）を導入したことにあります。「応益負担」は、障害者が生きていくことに支払いを求めるもので、障害を自己責任にしかねません。また、障害が重いほど、利用料負担が重くなり、障害者の生存権をおびやかしています。応益負担を廃止し、所得に着目した応能負担に変更します。

3. 手話通訳などのコミュニケーション支援事業の実施主体は市町村になっていますが、未実施市町村があります。都道府県が「手話通訳・要約筆記派遣事業」を廃止したところもあり、広域的な施策は今後とも必要です。

また、多くの市町村、都道府県において手話通訳者や要約筆記者の養成事業の開催箇所が少ないなど、コミュニケーション支援事業の担い手の養成が十分確保されていません。このように、コミュニケーション支援事業の実施には大きな地域格差が生まれています。これをどのように改善するか、貴党のご見解をお聞かせください。

支援費制度から障害者自立支援法にかわり、移動支援、手話通訳の派遣等が、介護給付から外れ、市町村または都道府県が行う地域生活支援事業に位置付けられました。しかし、移動支援、手話通訳の派遣等は、障害者の社会参加の基本であり、生活を支える根幹のサービスです。自治体の事業にまかせるのではなく、介護給付にきちんと位置付けるべきです。

4. 現在は、公職選挙法により、参議院比例代表区の政見放送以外は政見放送に手話通訳も字幕もつけることができません。このたびの衆議院選挙から比例代表区の政見放送については参議院選挙と同様の方法により手話通訳の付加が認められることになりましたが、手話通訳の付加は政党の判断で行われるため付加しない政党もあります。また参議院選挙区や衆議院小選挙区の選挙、地方自治体の選挙については制度改革の見通しがありません。

国民でありながら候補者を選ぶ権利を行使するための情報の入手を制限されている状況を、貴党はどのようにお考えか、見解をお聞かせ下さい。

選挙の政見周知（政見放送・個人演説会等）のために必要な手話通訳については、すべて選挙管理委員会の公費による平等な派遣制度を新設します。要約筆記の取り組みについて支援します。聴覚障害者にとって重要なFAXやメールによる選挙運動を、インターネット解禁とあわせて実現できるよう検討します。

5. 聴覚障害者の就労については、障害者雇用促進法により一定の雇用が確保されているところですが、非正規雇用（臨時社員、契約社員、パート）が多く、十分は所得保障がなされていない実情があります。

また、現行制度では重度障害者は障害者二人とカウントされ、障害者の就労者数を押し下げる効果が生じています。

障害者の就労にあたり、障害に見あう労働の保障と所得保障について、貴党のご見解をお聞かせください。

欧州では、障害者の保護雇用制度によって、賃金補填を中心に、人的な支援や医療保障、さらには送迎体制などをも含む総合的な就労政策を展開しています。ILO159号条約（雇用及び職業リハビリテーションに関する条約）でも、保護雇用制度の必要性が強調されており、日本においても着手すべきです。

また、障害基礎年金、障害福祉手当の水準は「安定した経済基盤」とはほど遠く、本格的な所得保障制度の確立が必要です。

以 上